

けやき並木通り周辺地区
道路等包括管理委託

要求水準書

平成 25 年 7 月

府 中 市

目 次

1. 総 則	4
1.1. 要求水準書の位置付け	4
1.2. 要求水準書の見直し	4
1.3. 事業概要	5
1.3.1. 対象地区	5
1.3.2. 対象施設	6
1.3.3. 業務範囲	8
1.4. 適用法令など	9
1.4.1. 関係法令	9
1.4.2. 行政計画・要領・基準類	9
1.5. その他	10
2. 要求水準	11
2.1. 維持管理業務全体の要求水準	11
2.1.1. 基本方針	11
2.1.2. 維持管理業務の要求水準	11
2.1.3. 受託者によるモニタリングの実施と報告	13
2.1.4. 実施体制	13
2.1.5. 服装等	14
2.1.6. 保険加入	14
2.1.7. 事故等の報告および対応	14
2.1.8. 環境への配慮	14
2.1.9. 埋設物の損傷防止	15
2.1.10. 施設・機材	15
2.1.11. 材料	15
2.1.12. 道路使用許可	16
2.1.13. 商店街との連携	16
2.1.14. パイロットプロジェクトとしての分析	16
2.2. 巡回業務の要求水準	17
2.2.1. 業務内容および範囲	17
2.2.2. 要求水準	17
2.2.3. その他	17
2.3. 維持（清掃）業務の要求水準	19
2.3.1. 業務内容および範囲	19
2.3.2. 要求水準	19

2.3.3.	その他	20
2.4.	維持（植栽管理）業務の要求水準	22
2.4.1.	業務内容および範囲	22
2.4.2.	要求水準	22
2.4.3.	その他	22
2.5.	維持（街路灯管理）業務の要求水準	24
2.5.1.	業務内容および範囲	24
2.5.2.	要求水準	24
2.5.3.	その他	24
2.6.	補修・修繕業務の要求水準	25
2.6.1.	業務内容および範囲	25
2.6.2.	要求水準	25
2.6.3.	その他	25
2.7.	事故対応業務の要求水準	26
2.7.1.	業務内容および範囲	26
2.7.2.	要求水準	26
2.7.3.	その他	26
2.8.	災害対応の要求水準	27
2.8.1.	業務内容および範囲	27
2.8.2.	要求水準	27
2.9.	苦情・要望対応業務の要求水準	28
2.9.1.	業務内容および範囲	28
2.9.2.	要求水準	28
2.9.3.	その他	28
2.10.	占用物件管理業務の要求水準	30
2.10.1.	業務内容および範囲	30
2.10.2.	要求水準	30
2.10.3.	その他	30
2.11.	法定外公共物管理業務の要求水準	31
2.11.1.	業務内容および範囲	31
2.11.2.	要求水準	31
2.11.3.	その他	31

1. 総 則

1.1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託（以下「本委託」という。）」に関する各種業務について、府中市（以下「市」という。）が本委託を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本委託においては、受託者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、一部に性能発注の考え方を導入した。受託者は、委託対象地区で実施する各業務が要求水準書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安心安全に施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本要求水準書は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受託者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

1.2. 要求水準書の見直し

本委託は「府中市インフラマネジメント計画（平成 25 年 1 月）」に示す、「4.1.2. 包括的な民間委託手法の検討」のパイロットプロジェクトとして試行的に実施するものである。そのため、契約期間中に、当初想定し得なかった課題が生じる可能性がある。その際、要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項については、委託実施の途中段階であっても、要求水準書を見直す場合がある。

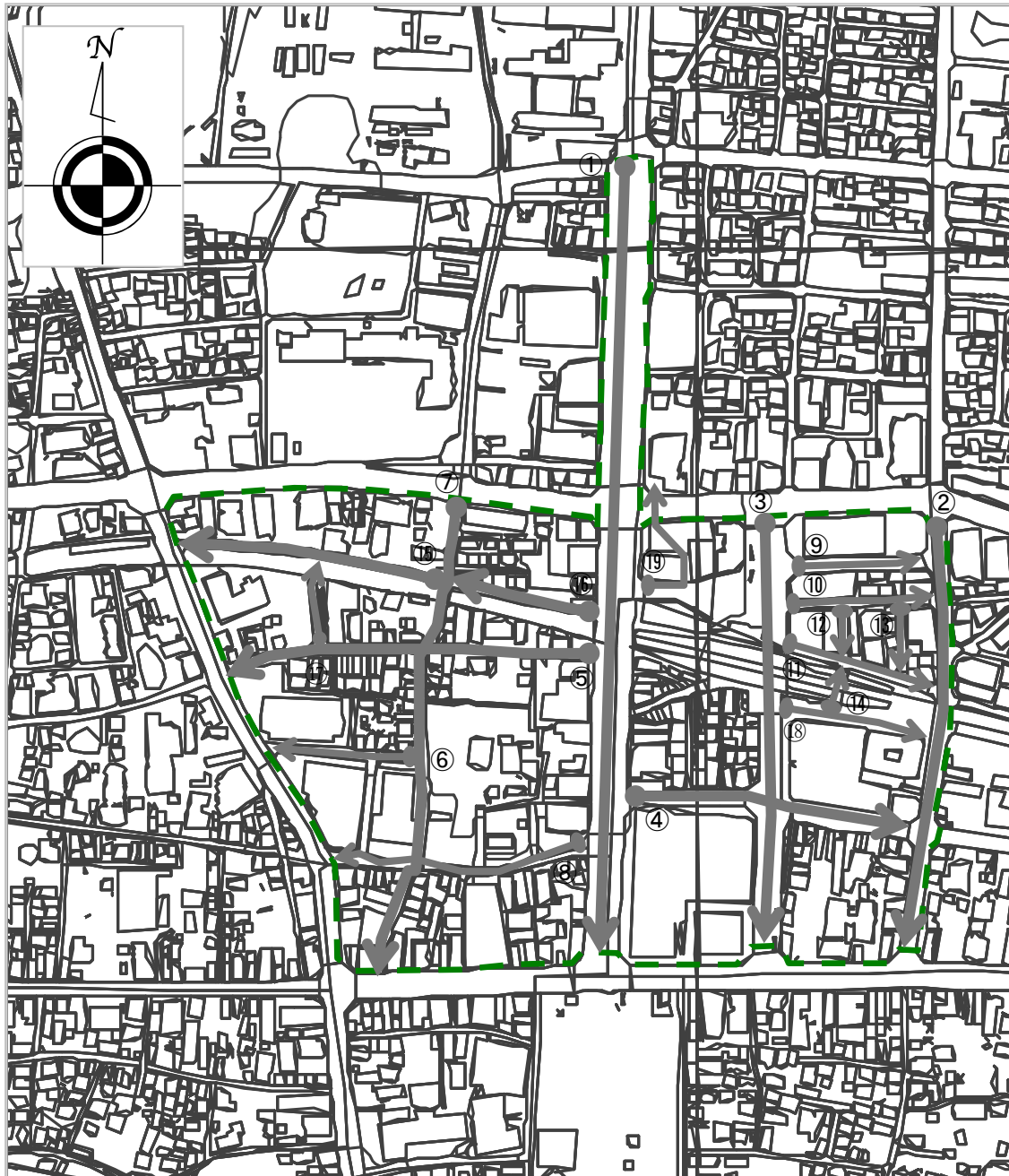
なお、見直しにあたっては、受発注者協議の上、その内容を定めるものとする。

1.3. 事業概要

1.3.1. 対象地区

けやき並木通りのほか、一般国道 20 号、一般都道府中調布線（第 229 号）、主要地方道所沢府中線（第 17 号）、新宿仲通りに囲まれる区域とする。ただし、次の図の対象区域内についても、国道・都道の区域については対象としない。

なお、3 及び 4 の対象路線について、本区域内で行われる市街地再開発事業計画にける路線の形状の一部変があった際には、変更後の形状に対象を変更することとする。



凡 例
[Green dashed line] : 包括的委託を想定する範囲
(丸付数字) : 表 1 対象路線一覧表に对照

図 1 事業対象地区

1.3.2. 対象施設

本委託で対象とする施設は、対象地区範囲内の市道等に設置された市が管理する施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋梁（立体横断施設を含む）、街路樹、街路灯、案内標識）を対象とする。

表 1 対象路線一覧表

対象 番号	種別	路線		路線数 (路線)	延長 (m)	幅員		車道面積 (㎡)	備 考
		番号	名称			車道 (m)	全幅 (m)		
1	幹線	016	けやき並木通り	1	631	26.00	36.32	16,406	0k269~0k631は下り一方通行
2	幹線	027	新宿仲通り	1	348	12.00		4,176	
3	幹線	046	府中駅前通り	1	323	16.90	60.00	5,459	府中駅前広場のため幅員広い
4	幹線	055	宮町中央通り	1	180	4.50	13.22	810	
5	市道	010-40	4-10	1	282	5.46	9.72	1,540	
6	市道	011-40	4-11	1	118	1.82	6.00	215	里道
7	市道	012-40	4-12	1	352	3.64	4.70	1,281	狭あい道路
8	市道	014-40	4-14	1	196	5.46	10.25	1,070	
9	市道	354-40	4-354	1	111	11.00		1,221	
10	市道	355-40	4-355	1	112	6.00		672	
11	市道	356-40	4-356	1	114	6.00		684	
12	市道	357-40	4-357	1	39	6.00		234	
13	市道	358-40	4-358	1	55	6.00		330	
14	市道	359-40	4-359	1	23	6.00		138	
15	市道	394-40	4-394	1	207	6.00		1,242	
16	市道	438-40	4-438	1	112	6.00		672	
17	市道	468-40	4-468	1	93	4.50	6.00	419	
18	市道	474-40	4-474	1	113	7.91	8.00	894	インターロッキングブロック舗装
19	市道	487-40	4-487	1	55	13.03	27.85	717	
合 計				19	3,464			38,179	

【橋 梁（立体横断施設）】

表 2 橋梁（立体横断施設）の数量

施設項目	種 別	橋梁数	面 積	備 考
橋 梁	車道橋	該当なし	該当なし	市内全体：23 橋
	歩道橋	該当なし	該当なし	市内全体：14 橋
立体横断施設	ペデストリアンデッキ (階段を含む)	2 橋	約 2,445 ㎡ 約 473 ㎡	府中駅北口歩道橋 (鋼橋 1995 年完成) 府中駅南口歩道橋 (鋼橋 1995 年完成)

【街路樹】

表 3 街路樹の数量

施設項目	種 別	路線数	数 量	備 考
街路樹	市 道	—	151 本	市内全体：10,744 本

【案内標識】

表 4 案内標識の数量

施設項目	種 別	路線数	数 量	備 考
案内標識	施設表示	—	14 基	市内全体：803 基

【街路灯】

表 5 街路灯の数量

施設項目	種 別	路線数	数 量	備 考
街路灯	水銀灯	—	162 基	市内全体：6,494 基
	蛍光灯	—	45 基	市内全体：10,695 基
	合 計	—	207 基	市内全体：18,040 基

【法定外公共物】

表 6 法定外公共物の数量

施設項目	種 別	路線数	数 量	備 考
法定外公共物	里道（赤道）	2 箇所	177m	
	合 計	2 箇所	177m	

1.3.3. 業務範囲

(1) 受託者の業務範囲

本委託により受託者が実施する業務範囲は、対象地区における以下の業務である。

表 7 受託者の業務範囲

業務項目		業務内容
巡回業務		巡回計画の作成
		日常パトロールの実施
		警察署との合同パトロールの実施
		巡回日誌の作成
維持業務	清掃業務	道路の清掃
		雨水桝の汚泥清掃
		府中駅前ペDESTリアン・デッキの清掃
	植栽管理業務	馬場大門のけやき並木の管理
		街路樹の剪定・除草
	街路灯管理業務	街路灯の設置・管理
補修・修繕業務		損傷箇所の補修
事故対応業務		事故処理に関わる資料作成
		事故処理に関わる補修作業
		事故に伴う補修費用等の集計
災害対応業務		緊急パトロールの実施
		現地処理作業の実施
苦情・要望対応業務		苦情・要望箇所の現地状況確認
		現地処理作業の実施
占用物件管理業務		不法占用物の現地状況確認
		不法投棄の現地状況確認
法定外公共物管理業務		法定外公共物の維持管理

(2) 府中市の業務範囲

府中市は、受託者の業務範囲外の業務全てを受け持つとともに、受託者の管理・監督を行う。

1.4. 適用法令など

本委託の実施にあたり、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守すること。また、維持管理業務の履行に必要な道路法をはじめとした、以下の関係各法令を遵守すること。なお、法令の改正等についても十分に確認を行い、最新の法令を遵守するものとする。

1.4.1. 関係法令

本委託実施に関わる主な関係法令は以下の通りである。

- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）
- ・ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
- ・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ・ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）(昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)
- ・ 東京都環境保護条例（平成 15 年 10 月施行）
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）

その他関連法令・施行規則等

1.4.2. 行政計画・要領・基準類

本委託実施に関わる主な行政計画・要領・基準類は以下の通りである。

- ・ 「府中市総合計画」
- ・ 「府中市インフラマネジメント計画」
- ・ 「道路構造令の解説と運用」（平成 16 年 2 月 社団法人 日本道路協会）
- ・ 「道路維持修繕要綱(改訂版)」（昭和 53 年 7 月 社団法人 日本道路協会）
- ・ 「道路橋示方書・同解説 I～V」（平成 14 年 3 月 社団法人 日本道路協会）
- ・ 「コンクリート道路橋設計便覧」（平成 6 年 2 月 社団法人 日本道路協会）

- ・ 「コンクリート道路橋施工便覧」(平成 10 年 1 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「コンクリート標準示方書設計編」(2007 年度制定 公益社団法人 土木学会)
- ・ 「解説・河川管理施設等構造令」(平成 12 年 1 月 公益社団法人 日本河川協会)
- ・ 「道路土工要綱」(平成 21 年 6 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「舗装設計施工指針」(平成 18 年 2 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「舗装性能評価法」(平成 18 年 1 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「舗装調査・試験法便覧」(平成 19 年 6 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「道路緑化技術基準・同解説」(平成 14 年 12 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「土木構造物設計ガイドライン」(平成 11 年 11 月 建設省)
- ・ 「土木構造物設計マニュアル(案)土木構造物・橋梁編」(平成 11 年 11 月 建設省)
- ・ 「建設省制定土木構造物標準設計」(社団法人 全日本建設技術協会)
- ・ 「道路橋補修便覧」(社団法人 日本道路協会)
- ・ 「道路橋補修・補強事例集」(平成 21 年 10 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月 国土交通省)
- ・ 「道路橋伸縮装置便覧」(社団法人 日本道路協会)
- ・ 「防護柵設置基準・同解説」(平成 20 年 11 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和 59 年 10 月 社団法人 日本道路協会)
- ・ 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日)
- ・ 「東京都土木工事標準仕様書」(平成 22 年 4 月 東京都)
- ・ 「土木材料仕様書」(平成 25 年 東京都建設局)
- ・ 「土木工事施工管理基準」(府中市)
- ・ 「工事記録写真撮影基準」(府中市)
- ・ 「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成 23 年 6 月 東京都)
- ・ 「府中市公共工事に係る環境配慮指針」(府中市)
- ・ 「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木 保護管理計画」(平成 20 年 2 月 府中市)

その他、関連要綱・各種基準等

1.5. その他

本要求水準書に定めのない事項、又は、本要求水準書の内容に疑義を生じた事項については、必要に応じて府中市と受託者が協議して定めるものとする。

2. 要求水準

2.1. 維持管理業務全体の要求水準

2.1.1. 基本方針

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託における維持管理業務実施にあたっての基本方針を以下に示す。

- 安心・安全の確保
利用者および周辺住民の利用における安心、安全を確保する。
- 質の高いサービスレベルの確保
府中市のシンボリック的存在である、ケヤキ並木とその周辺の快適な環境を維持し、利用者・住民の憩いの場としての活用が推進されるよう、快適で質の高いサービスレベルを確保する。
- 地域活性化への協力
イベント実施や商店街の取組み等と連携し、まちの魅力向上や地域の活性化に寄与する。都心部や近隣市からの企業誘致や集客を目的とする。
- 持続可能性の確保
府中市インフラマネジメント計画の主旨を踏まえ、中長期的に持続可能な維持管理を行う。

2.1.2. 維持管理業務の要求水準

受託者は基本方針に則り、現行と同等以上の利用者満足を得られる維持管理を行うこと。なお、現行と同等以上の利用者満足とは、次の表の対応基準を充たす管理水準が保たれているかを基に判断を行うこととする。

表 8 市が運用する道路、公園管理の基準

施設	箇所	分類	道路、公園管理の基準
道路 橋梁	路面及び 附属施設	補修	該当箇所を要因とし、利用者が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合に対応します。（事故の可能性が想定される場合など）
		清掃	定期的な清掃を基本とし、緊急的な対応は次の場合に行うこととします。 ① 支障物により、通行に著しく支障がある場合（事故の可能性のある場合など） ② 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合
		その他	市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応する。
	街路樹	剪定	定期的な剪定を基本とし、緊急的な対応は次の場合に行うこととします。 ① 通行に著しく支障がある場合（通行不能など）

		<p>② 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合</p> <p>③ 民有地に枝が越境している場合</p>
	消毒 (害虫駆除)	<p>定期的な消毒を基本とし、緊急的な対応は次の場合に行うこととします。</p> <p>① 害虫の落下により、通行に著しく支障がある場合</p>
	新設	<p>原則、現状の本数を維持します。しかし、過密状態の場所については、間引きをします。</p>
	その他	<p>市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応する。</p>
街路灯	光源不具合	<p>当該街灯の状態を要因とし、次の場合に対応を行います。</p> <p>① 通行及び安全に支障を及ぼす場合</p> <p>② 利用者の身体及び財産に著しい影響を与える場合</p>
	支柱不具合	<p>次の場合に、修繕を行います。</p> <p>① 通行に著しく支障がある場合</p> <p>② 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合</p> <p>③ 施設の寿命を著しく短くする恐れのある場合。</p>
	新設	<p>要望箇所が著しく暗く、通行及び安全に支障を及ぼす場合に設置を検討します。</p>
	その他	<p>市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応する。</p>
道路反射鏡	不具合	<p>次の場合に、修繕を行います。</p> <p>① 通行に著しく支障がある場合</p> <p>② 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合</p> <p>③ 施設の寿命を著しく短くする恐れのある場合。</p>
	新設	<p>要望箇所の見通しが著しく悪く、通行に支障を及ぼす場合に設置を検討します。</p>
	その他	<p>市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応する。</p>
案内標識	標識	<p>次の場合に、修繕を行います。</p> <p>① 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合</p> <p>② 施設の寿命を著しく短くする恐れのある場合。</p>

		支柱 不具合	次の場合に、修繕を行います。 ① 通行者の身体及び財産に著しい影響を与える場合 ② 施設の寿命を著しく短くする恐れのある場合。
		新設	新設は行いません。
		その他	市の管理業務以外については、各所有者及び管理者が対応する。
	利用状況	利用状況	次の場合、是正や勧告などの対応を行います。 ① 利用者が、施設に損傷や汚染を与えている場合。また、その恐れがある場合。 ② 施設の一部または全部を無断で占有している場合 ③ 営業活動を行う者がある場合 ④ その他、通常想定される範囲内で他の利用者の通行を妨げる場合や、施設上で利用者の治安を乱す行為がある場合。
里道 水路	地面	清掃	定期的な清掃を基本とし、隣接の土地所有者の身体及び財産に著しい影響を与える場合に緊急的な対応を行います。
		除草	定期的な除草を基本とし、利用に著しく支障のある場合に対応します。
		その他	施設の一部または全部を無断で占有している場合、是正や勧告などの対応を行います。

2.1.3. 受託者によるモニタリングの実施と報告

受託者は、各業務が要求水準を満足するよう適正に履行されているかをモニタリングし、その結果を府中市が別途提示する様式に従って報告する。

なお、報告回数は、年1回とする。

2.1.4. 実施体制

(1) 配置予定技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、「業務総括責任者」および「副業務総括責任者」を配置する。

「業務総括責任者」は、員数は1名（専任）とし、応募者が共同企業体の場合は代表構成員から選出する。「業務総括責任者」は、以下のいずれかに該当する資格を有し、かつ業務経験を有すること。

- 1級又は2級土木施工管理技士
- 技術士（総合技術監理部門 建設－「道路」または建設部門「道路」）
- 道路維持管理業務に関する実務経験を有するもの

「副業務総括責任者」は、応募者が共同企業体の場合は代表構成員を除く各構成員から1名ずつ選出する。「副業務総括責任者」は、以下のいずれかに該当する資格を有すること。

- 1級又は2級土木施工管理技士
- 技術士（総合技術監理部門 建設―「道路」または建設部門「道路」）

本業務にて実施する維持・補修工事に該当する作業においては、建設業法 26 条に定める専任の現場代理人および主任技術者又は監理技術者を配置する。

道路維持・補修工事の主任技術者又は監理技術者は、以下の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有すること。

- 1級又は2級土木施工管理技士
- 道路維持・補修工事、または舗装工事に関する10年以上の実務経験を有する者

本業務にて実施するケヤキ並木の管理および街路樹剪定については、次の要件を満たす技術者を配置する。

- 1級又は2級造園施工管理技士
- 造園技能士1級
- 街路樹剪定士

(2) 対応可能時間

受託者は、夜間、休日を問わず対応できるよう体制を整えること。

2.1.5. 服装等

受託者の従業員は、清潔で安全な服装を着用し、道路維持管理作業者であることを明示する腕章やベスト等を着用する。

2.1.6. 保険加入

受託者は、契約終了後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後発注者へ提出しなければならない。

受託者は、業務実施中に第三者に損害を及ぼした場合に生じる損害を負担するために保険に加入するなど、業務に必要なすべての保険に加入しなければならない。

2.1.7. 事故等の報告および対応

作業途中に事故やトラブル等が生じた場合、速やかに府中市職員に連絡するとともに適正な処置・対応を実施する。

2.1.8. 環境への配慮

(1) 周辺環境への配慮

受託者は、本委託の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努める。

(2) 廃棄物への対応

1) 発生材の処分

本委託により発生する発生材（土砂、枝葉・落葉、ゴミ等）の処分については、処分地の受入証明書及び産業廃棄物マニフェスト票の写しを提出すること。

また、不法投棄等第三者への損害がないように処分すること。

2) 建設リサイクル

この工事により発生する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（剪定材、抜根材）は、再資源化施設へ搬出し資源リサイクルの促進に努めること。搬出先は、請負者が「建設副産物情報交換システム」等を利用し、また受入れ条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な施設を選定すること。

3) 産業廃棄物の運搬・処理

本委託において、産業廃棄物が発生した場合は、「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理委託するものとし、処理委託する場合は法定の事項を盛り込んだ委託契約を書面で締結するとともに、処理完了を確認するため処理伝票（マニフェスト）を提出すること。

(3) 使用する車両・建設機械への配慮

1) 低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用

作業に使用する車両・建設機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械とし、東京都環境保護条例（平成 15 年 10 月施行）に適合したものとする。

2) ディーゼル車規制への対応

本契約の履行において自動車を使用し、または使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各条例に規定するディーゼル車の規制に適合する自動車とする。

なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または、写しの提出を求められた場合は速やかに提示または提出すること。

2.1.9. 埋設物の損傷防止

本委託の中で、掘削を伴う工事を行う際には、あらかじめ試掘等を行い、埋設物への支障のないことを確認のうえ施工すること

2.1.10. 施設・機材

受託期間中に使用する施設・機材は、受託者が手配する。

ただし、府中市が管理する土地、施設、車両、設備機器、備品類について、その必要性が認められる場合には協議をする。

2.1.11. 材料

各業務にて必要となる資材は、受託者が調達する。

ただし、緊急時等においては、府中市が管理する資材を有償にて譲り受け、利用することが出来る。

2.1.12.道路使用許可

道路使用許可申請は、受託者の責任において行う。

2.1.13.商店街との連携

けやき並木通り周辺地区は府中市の中心市街地であり、大小様々な商業が集積する地区である。そのため、イベント等の開催も多いことから利用者数が多い。イベント開催や、祝日等で集客増が予想される場合などには、清掃回数を増やすことや、巡回体制を強化するなどの協力を行う。

2.1.14.パイロットプロジェクトとしての分析

本事業は、道路等の包括的管理における試行的な取り組みである。そのため、必要に応じ、市は受託事業者に対し業務遂行上の品質の確認や経費の調査等についての協力を求めるものとする。

2.2. 巡回業務の要求水準

2.2.1. 業務内容および範囲

(1) 巡回計画の作成

平成 24 年度までの巡回内容および周辺道路環境等を参考に、巡回計画を作成する。

(2) 日常パトロール

定期的に対象区域内のパトロールを実施し、損傷、不法投棄、不法占用などの状況を確認し、その場で対応可能な処置（簡単な清掃など）を行う。

(3) 警察署との合同パトロール

対象地区内で府中警察署と合同パトロールが実施される場合、参加しなければならない。

(4) 巡回日誌作成

巡回結果に基づき所定の様式で日誌を作成し、提出する。

2.2.2. 要求水準

(1) 巡回計画の作成

ア 巡回計画は、業務契約締結後速やかに作成及び提出し、府中市の承認を受けること。

イ 巡回計画には、日常時および緊急時の巡回コース、巡回内容及び方法、実施体制、緊急連絡先等を記述すること。

(2) 日常パトロール

適正なパトロールを実施し、重大な事象の発生を極力未然に抑えること。

(3) 警察署との合同パトロール

府中警察署との合同パトロールに、参加すること。

(4) 環境政策課との合同パトロール

府中市生活環境部環境政策課との合同パトロールに、参加すること。

(5) 巡回日誌作成

作業日誌を作成し、月 1 回他の報告事項とともに市に提出すること

2.2.3. その他

(1) 巡回計画の作成

1) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、巡回計画に基づく作業開始及び作業終了予定について、事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

(2) 日常パトロール

1) 作業報告（作業日誌による報告）

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(3) 警察署との合同パトロール

1) 作業報告（作業日誌による報告）

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

2.3. 維持（清掃）業務の要求水準

2.3.1. 業務内容および範囲

(1) 道路清掃

日常時および緊急時の清掃計画を立案し、それに基づき道路や防護柵等の施設、側溝等の清掃作業を行う。

(2) 雨水柵の汚泥清掃

対象区域内の道路の側溝および雨水柵について、日常時および緊急時の清掃計画を立案し、それに基づき清掃作業を行う。

(3) 府中駅前ペDESTロリアン・デッキの清掃

府中駅北口歩道橋および府中駅南口歩道橋について、日常時および緊急時の清掃計画を立案し、それに基づき清掃作業を行う。

2.3.2. 要求水準

(1) 道路清掃

ア 年度清掃計画および緊急時清掃計画を策定し、府中市の承認を受けること。

イ 計画に従い、適切な清掃を実行すること。

(参 考)

現状の清掃における仕様書内容は以下の通り。

- ・路線の清掃は原則として休日は作業を実施しない。
- ・降雨、降雪等により作業に支障を生じる場合は作業を行わない。
- ・実施に当り道路の状況の把握に務める。
- ・歩道並びに巻込み部分等の人力作業は道路清掃車の作業に先行する。
- ・防塵の処理については適度に散水する。
- ・収集したゴミ・土砂等は積み置きすることなく速やかに処分する。
- ・ゴミ運搬車は積載物が飛散しないようシート等覆いの装備のあるものとする。

(2) 雨水柵の汚泥清掃

ア 年度清掃計画および緊急時清掃計画を策定し、府中市の承認を受けること。

イ 計画に従い、適切な清掃を実行すること。

(参 考)

現状の清掃における仕様書内容は以下の通り。

- ・集水柵清掃は原則として指示日より3日以内に行うものとする。
- ・但し、緊急事態が発生した場合は即時対応する。

(3) 府中駅前ペDESTロリアン・デッキの清掃

ア 年度清掃計画および緊急時清掃計画を策定し、府中市の承認を受けること。

イ 計画に従い、適切な清掃を実行すること。

(参 考)

現状の清掃における仕様書内容は以下の通り。

- ・清掃・ゴミ収集及びゴミ運搬作業は、南口側は年間156日、北口側は年間104日実施する。
- ・ポリッシャーによる水洗いを12回・側壁清掃を6回、年間に実施する。
- ・作業の実施時間は午前中の間に実施すること。
- ・実施にあたっては人工地盤等の状況を把握し実施すること。
- ・防塵の際は適度に散水すること。
- ・収集したゴミ・土砂等は積置きすることなく速やかに運搬処理すること。
- ・人工地盤上に設置されている植栽地の植木にかん水すること。また、モニユメント及びベンチ等はウエス等で拭き取ること。

2.3.3. その他

(1) 道路清掃

1) 使用する車両

道路清掃に車両を使用する場合は、先行車、路面清掃車、ゴミ運搬車を使用する。道路清掃車は運行記録計（タコグラフ）の装備を必要とする。なお、使用車については、あらかじめ府中市に届けた車両を使用しなければならない。その際、承諾を受けた車両の車検証（写し）を添付すること。

なお、受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

2) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

3) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 雨水樹の汚泥清掃

1) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

2) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

3) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(3) 府中駅前ペDESTリアン・デッキの清掃

1) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

2) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

3) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(4) 積雪時の除雪

積雪時には、速やかに対象区域において除雪を行うものとする

2.4. 維持（植栽管理）業務の要求水準

2.4.1. 業務内容および範囲

(1) 馬場大門のケヤキ並木の管理

馬場大門ケヤキ並木における枯損木処理、剪定及び保護管理計画に基づく伐採作業を行う。

(2) 街路樹の剪定・除草

対象地区内にある街路樹の剪定および除草作業を行う。

2.4.2. 要求水準

(1) 馬場大門のケヤキ並木の管理

「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木 保護管理計画」に従って適切な管理を実施すること。

(2) 街路樹の剪定・除草

ア 道路の樹木の生育状況等について、常に見回りを行うこと。

イ 樹木等の剪定時期について府中市職員と協議を進め、受託者の責任において施工し、対象地域の都市景観の創出に努めること。

(参 考)

現状の仕様書内容は以下の通り。

- ・道路や公園の枯損木処理・控木撤去・控木結束直し・控木取付・倒木復旧・剪定・刈り込み・除草・消毒・清掃等を行う。
- ・府中市職員から連絡を受けた場合は速やかに作業に出動し対応すること。
- ・倒木は根が完全に浮き上がっている状態で、それ以外は半倒木とする。
- ・刈取った枝葉は速やかに処理すること。特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り除くこと。刈込んだ樹木、寄食等の周辺はきれいに清掃すること。
- ・府中市職員より、害虫発生の連絡を受けたら、速やかに出動し処理すること。

2.4.3. その他

(1) 馬場大門のケヤキ並木の管理

1) 事前協議

作業を行うにあたっては、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課と事前に協議を行うこと。

2) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

3) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

4) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 街路樹の剪定・除草

1) 薬剤散布

- ・薬剤散布にあたり、薬剤及び調合等を府中市職員と協議し、動植物等に十分配慮して対応すること。
- ・薬剤調合・防除作業の写真データを報告書と共に提出すること。
- ・使用薬剤は年月日、場所及び薬剤の種類、使用量、希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。
- ・請負業者は薬剤散布後に、害虫の発生状況を報告すること。

2) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

3) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

4) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

2.5. 維持（街路灯管理）業務の要求水準

2.5.1. 業務内容および範囲

(1) 街路灯設置・管理

- ア 対象地区内にある街路灯の管理計画を立案し、維持・補修を行う。
- イ 街路灯の更新に伴う撤去、設置や新設工事は対象としない。

2.5.2. 要求水準

(1) 街路灯設置・管理

- ア 灯具の軽微な故障や球切れなどについて、その発見または住民からの通知から、3営業日以内（雨天の日を除く）に対応を完了すること。
- イ 灯具の取替えが必要など、深刻な故障の場合は速やかに府中市に連絡すること。

2.5.3. その他

(1) 街路灯設置・管理

1) 作業開始及び終了の連絡

受託者は、作業開始及び作業終了予定を事前に府中市に連絡する。また、変更が生じる場合は速やかに連絡する。

2) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

3) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

4) 管理台帳の更新

電球、灯具の管理状況が確認できる台帳を更新する。

2.6. 補修・修繕業務の要求水準

2.6.1. 業務内容および範囲

(1) 損傷箇所の補修

業務実施期間中に発見された舗装および付属施設の軽微な損傷について、補修対応を行う。

2.6.2. 要求水準

(1) 損傷箇所の補修

損傷箇所の発見および住民からの通報後、補修が必要なものについては速やかに施工すること。なお、特に危険である箇所については、緊急的に補修を行う。

2.6.3. その他

(1) 損傷箇所の補修

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

2.7. 事故対応業務の要求水準

2.7.1. 業務内容および範囲

(1) 市への報告

事故の連絡及びパトロールにおいて事故が判明した際には、速やかに府中市に報告をして指示を受ける。

(2) 事故処理に関わる資料作成

府中市からの指示に基づき、事故により損傷した施設・街路樹について、府中市からの指示に基づき、補修にかかる費用の見積と請求書等の必要な資料を作成する。

(3) 事故処理に関わる補修作業

- ア 府中市からの指示に基づき、損傷した施設・街路樹の補修を行う。
- イ 作業は、前述の「補修・修繕業務」の作業として実施する。

(4) 事故に伴う補修費用等の集計

交通事故に伴う年間補修件数、年間補修費用を集計する。

2.7.2. 要求水準

(1) 事故処理に関わる資料作成

- ア 事故連絡後、速やかに現場確認を行い、補修作業の見積書を作成すること。
- イ 補修工事後、請求書の作成を行うこと。

(2) 事故処理に関わる補修作業

- ア 府中市からの連絡後、速やかに応急対応を行うこと。

(3) 事故に伴う補修費用等の集計

補修費用集計指示（年 1 回）の連絡後、所定の様式に従って報告すること

2.7.3. その他

(1) 事故処理に関わる補修作業

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで速やかに市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 市の開庁時間外での事故の報告

市の開庁時間外での事故において、市の判断が求められる事例については市職員に緊急連絡をとることとする。

2.8. 災害対応の要求水準

2.8.1. 業務内容および範囲

(1) 緊急パトロールの実施

「地域防災計画」で想定する危機管理事象や台風等が発生した場合には、緊急パトロールを実施し、対処し施設の被災状況、被災時刻、場所、規模等の状況を報告する。

(2) 現地処理作業の実施

災害対策本部からの指示に基づき、現地状況確認の場で対処可能な応急作業を実施する。

2.8.2. 要求水準

(1) 緊急パトロールの実施

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで速やかに市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 現地処理作業の実施

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで速やかに市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

3) 追加費用の請求

本委託で想定していない作業が発生した場合の費用については、別途協議とする。

2.9. 苦情・要望対応業務の要求水準

2.9.1. 業務内容および範囲

(1) 苦情・要望箇所の現地状況確認

利用者及び府中市からの連絡を受け、苦情・要望の詳細を確認する。また、必要に応じて現地状況の確認を行う。

(2) 苦情応接

苦情や要望に対して適切な応接をする。

(3) 現地処理作業の必要判断及び実施

対応が必要であると判断した場合には、対応を行う。なお、対処可能な場合はその場で作業を実施する。また、対処可能でない場合は後日対処を行う。

2.9.2. 要求水準

(1) 苦情・要望箇所の現地状況確認

施設の安全性確保の有無を把握する。

(2) 苦情応接

対応の可否に関わらず、利用者の理解を得られるような誠実な対応を行うこと。

(3) 現地処理作業の必要判断及び実施

ア 市の基準を基にし、施設の安全性が保たれているか否かを判断する。

イ 作業開始までの準備に時間がかかる場合は、現地状況確認時に日程を調整すること。

2.9.3. その他

(1) 苦情・要望箇所の現地状況確認

1) 対応報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 苦情応接

1) 対応報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(3) 現地処理作業の実施

1) 対応報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

2.10. 占用物件管理業務の要求水準

2.10.1. 業務内容および範囲

(1) 不法占用物の現地状況確認及び原状回復

不法占用物の現地状況を確認し、原状回復を行う。

(2) 不法投棄の現地状況確認及び原状回復

不法投棄の現地状況を確認し、原状回復を行う。

2.10.2. 要求水準

(1) 不法占用物の現地状況確認及び原状回復

ア 不法占用者が把握できる場合は撤去を求め、発見後24時間後までに原状の回復を行う。なお、原状回復は不法占用者が行うこと。

イ 不法占用者が把握できる場合で撤去の求めに従わない場合、市に速やかに報告して指示を受けること。

ウ 不法占用者が把握できない場合、市に速やかに報告して指示を受けること。

(2) 不法投棄の現地状況確認及び原状回復

ア 不法投棄者が把握できる場合は撤去を求め、発見後24時間後までに原状の回復を行う。なお、原状回復は不法占用者が行うこと。

イ 不法投棄者が把握できる場合で撤去の求めに従わない場合、市に速やかに報告して指示を受けること。

ウ 不法投棄者が把握できない場合、市に速やかに報告して指示を受けること。

2.10.3. その他

(1) 不法占用物の現地状況確認

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

(2) 不法投棄の現地状況確認

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

2.11.法定外公共物管理業務の要求水準

2.11.1.業務内容および範囲

(1) 法定外公共物の現地状況確認

住民等からの通報及び巡回により、現地の異常の確認をする。

(2) 苦情応接

苦情や要望の場合には、相手に対して適切な応接をする。

(3) 現地処理作業の必要判断及び実施

ア 対応が必要であると判断した場合には、対応を行う。

2.11.2.要求水準

(1) 法定外公共物の現地状況確認

施設の安全性確保の有無を把握する。

(2) 苦情応接

苦情や要望の場合には、対応の可否に関わらず、利用者の理解を得られるような誠実な対応を行うこと。

(3) 現地処理作業の必要判断及び実施

ア 市の基準を基にし、施設の安全性が保たれているか否かを判断する。

イ 把握後、1営業日以内に対処すること。また、対処に時間がかかる場合は、府中市と協議の上で対処終了予定日を設定し、終了予定日までに対処を終了させること。

ウ 不法占用および不法投棄に該当する作業は、「2.10.占用物件管理業務の管理水準」の作業として実施すること。

2.11.3.その他

(1) 法定外公共物の維持管理

1) 作業報告

作業完了後、府中市が指定する様式の報告書及びデジタルカメラで撮影した写真について、他の報告事項とともに電子データで月1回市に提出する

2) 年間業務報告

各作業報告書を整理し、年間業務報告書として提出する。

以上